

「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託」に係る  
事業者選考会審査要領

1 目的

この要領は、「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託」に係る事業者選考会の実施に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、公正に事業者を選考することを目的とする。

2 選考会開催日

2024年（令和6年）5月17日（金）から  
2024年（令和6年）5月24日（金）までの間で実施

3 審査対象項目

別紙「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託」に係る事業者選定審査基準のとおり

4 審査の流れ

審査は、書類審査、価格審査とプレゼンテーションの採点結果の合計とする。

評価項目		評点	摘要	
		合計		
書類審査		1160点	事務局審査	
価格審査			事務局審査	
プレゼンテーション審査（選考委員7名）	技術提案に対する基本的な考え方と方針		技術提案のわかりやすさ	
			技術提案の緻密性	
			技術提案の的確性	
	特定テーマに関連した技術提案力			
その他の技術提案力				

- (1) 事務局において事前に書類審査を行い、参加資格が適当と認められた事業者を事業者選考会の審査対象とする。
- (2) 書類審査及び価格審査は、プレゼンテーションに先立って、事務局で行う。
- (3) プレゼンテーションは、選考委員が、提案者からのプレゼンテーション内容及び選考委員による討論を踏まえ、最終的な採点を行う。なお、プレゼンテーションの時間は質疑応答を含み1事業者30分以内とする。
- (4) 全ての審査及び採点を終了した後、次項に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

## 5 審査方法及び選出基準

- (1) 各選考委員がそれぞれ評価項目を評価し、採点表に点数を記入する。
- (2) 書類審査及び価格審査の評価は、あらかじめ事務局により採点を記入する。
- (3) 選考委員全員の評点の合計で最高点を得た事業者を選定し、合わせて次点事業者も選定する。
- (4) 同点が複数の場合は同点各社の評価項目のうちプレゼンテーションの得点を優先し選定する。プレゼンテーションの得点も同数だった場合、内容の比較検討を行い、討議のうえ選定する。
- (5) 選考委員が欠席した場合には、出席した委員の平均点を加算する。
- (6) 次の条件に該当する場合、参加資格の条件を満たしている場合であっても、優先交渉権者及び時点交渉権者の選定の対象としない。

- ・評価項目による「特定テーマに関連した技術提案力」及び「その他の技術提案力」の各委員の合計点が5割以下であった。(評価基準が平均普通以下)

## 6 審査結果及び問い合わせ

- (1) 審査結果については、プレゼンテーションを行った事業者全員に郵送で通知する。
- (2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の会社名は藤沢市のホームページに掲載する。
- (3) 審査結果の問い合わせについては、審査結果の文書を発送した日の翌日から7日間（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）を期限とし、問い合わせのあった当該事業者の得点のみ回答する。

以 上